

US access pact violates constitution, sovereignty

米国アクセス協定はフィリピン憲法・主権の侵害だ

March 15, 2014 バヤン事務局長 レナート・レイエス Jr

フィリピン政府が米軍に無期限・無制限にフィリピンの基地を利用することを許すのであれば、フィリピンの憲法と国家主権を侵害することになる。

いわゆる「米国との枠組み協定」はまさにフィリピン基地へのアクセスを可能にする協定を装った事実上の基地協定である。

米国はフィリピン基地へのアクセスのみならず、フィリピンの基地施設内に自らの施設をつくる能力も獲得することだろう。米軍はまた、武器・装備を配置し、上限まで駐留し、数量・期間共に無制限に軍隊を配置することを許されるであろう。この協定は、事実上の基地協定としての特性を全て備えている。

米軍にフィリピン軍の設備へのアクセスを許し、米国にフィリピンの基地設備内に米国の設備を作ることを許すようなことは今に始まったことではない。2002年からザンボアンガに駐留している米国特殊部隊である JSOTF-P（フィリピン統合特殊作戦任務部隊¹）によって既に行われている。ナヴァロ基地内の米軍施設は、フィリピン人にはアクセスできない。米軍はザンボアンガにこの12年間駐留してきたが、出ていく計画もタイムテーブルも明らかになっていない。フィリピンの交渉小委員会によると、米国はフィリピン基地内の米軍施設に関する権限を決して放棄しないということだ。

フィリピン基地内の米国の設備に対するフィリピンのアクセスはこの協定によっては保証されておらず、相変わらず米国によるいわゆる「運営上の安全と警備上の配慮」によって規定されるだろう。これらの多くは 2014.3.14の記者会見によって認められた。米国は米軍人に対する司法権と保護監督権のみならず、一方的な VFA をも放棄するつもりもない。米国はかれらの施設への査察を許可しない。大量破壊兵器を含む兵器の積荷などその最たるものである。

協定の名称を変えて「増加したローテーション配備」の文言を省略したことにより、この協定の真意が隠されている。相変わらずフィリピンにおける米軍の存在がかなりの程度増加し、よりいっそうフィリピンの主権が侵害される協定のままである。

このアクセス協定を行政協定の形で通すことは、フィリピン憲法に違反する。

フィリピン憲法では、両院で条約が批准されない限り、外国に基地を提供することは認められない。行政協定でアクセス協定を行おうとすることは、厳密な条約の批准を飛ばして協定の承認を拙速に行い、詳細のほとんどを国民に隠したままにするということを意味する。アクセス協定は、VFA を熟慮するどころか、冷戦時代の基地協定に逆戻りするものである。

私たちは、フィリピン政府に、米国に提案したアクセス協定の下書きを公にするように求める。そしてアキノ政権に、すでに合意された内容を全て公にするよう求める。

私たちは、このアクセス協定が調印されるようなことになれば、路上や最高裁前で抗議行動を行う。

米軍が増えることは、フィリピン国民の利益に従ったものではない。米軍が増えても、フィリピン国軍の現代化にもつながらなければ、中国の領海侵害に対抗する手段にもならない。このアクセス協定によって、フィリピンは米国のアジアへの基軸戦略下における、パワーゲームの手先となるリスクを負うにすぎないのだ。

¹ 訳註：2002年にフィリピン人派遣され「フィリピン不朽の自由作戦」に従事した派遣米軍の後身。諜報活動、秘密任務、不正工作などの特殊活動のために配備されているとされている。実戦に参加しているとの目撃情報も寄せられている。ローランド・シンブーラン著『フィリピン民衆 VS 米軍駐留 基地完全撤去と VFA』に詳しい。

米軍プレゼンス強化

サンチャゴ上院外交委員長、新枠組みの発効には上院批准が必要との見解強調

[729 字 | 2014.3.15 | 政治]

<http://www.manila-shimbun.com/category/politics/news211944.html>

フィリピンの米軍プレゼンスを強化する新たな枠組み策定で、サンチャゴ上院外交委員長は 14 日、記者団に対し、同枠組み合意の発効には上院批准が必要との見解を重ねて強調した。新枠組みは 4 月後半のオバマ米大統領来比時に署名されとの見方が強まっているが、上院の出方によっては「発効」の時期が遅れ、アジア太平洋地域における米軍再編の動きに影響を与える可能性がある。

共和国憲法によると、条約など国際協定の発効には全上院議員の3分の2以上の同意が必要だが、アキノ現政権は新枠組みを「比米相互防衛条約に付随する行政協定」と位置付けて、上院批准は不要との立場を取っている。

これに対し、法曹界出身のサンチャゴ委員長は「行政協定は条約に付随する施行細則を定めるだけ 米軍による国軍施設の利用拡大や一時施設の建設などを定める新枠組みは、外国軍の駐留や施設建設を原則禁じた憲法に絡む問題で、条約と同様に扱うべき などと指摘。憲法に絡む問題をクリアするためにも、上院の批准手続きを踏むよう求めた。

同委員長は、新枠組みをめぐる比米交渉が始まった2013年8月にも同様の見解を示して、現政権に慎重な対応を迫った。

比米相互防衛条約を補完する国際協定の代表格は、本格的な合同演習実施を可能にした「訪問米軍地位協定」(VFA)。エストラダ政権下の1999年2月に署名され、同年5月の上院批准を経て発効した。

アロヨ前政権下の2002年11月に調印された「比米相互補給支援協定」(MLSA)も、同条約を補完する内容だった。ギンゴナ副大統領＝当時＝ら政権内からも上院批准を求める声が出たが、同前政権は「行政協定のため批准不要」との立場を最後まで崩さなかった。(酒井善彦)